給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和７年（再ロ）第４号

横浜市保土ケ谷区岡沢町258番地23（申立時住所）横浜市都筑区池辺町4618番地　エクセレント鴨居305

再生債務者　高橋　　学

1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年５月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年９月14日まで

令和８年８月31日

横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再ロ）第２号

東京都八王子市鑓水2025番地アゼリアＢ棟201号

再生債務者　三好　康智

1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年９月24日まで

令和８年９月２日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再ロ）第１号

長野県上田市十人107番地22

再生債務者　太田　　諒

1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年９月24日まで

令和８年９月２日　長野地方裁判所上田支部

令和６年（再ロ）第１３号

広島市中区舟入中町12番33―402号

再生債務者　西光　正直

1　意見聴取に付する再生計画案　令和７年７月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年９月30日まで

令和８年９月２日

広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和７年（再ロ）第１５号

愛知県春日井市気噴町３丁目13番地11　グレイスヴィラ103号

再生債務者　清野　義昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年９月１日

名古屋地方裁判所民事第２部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和７年（チ）第１９号

東京都板橋区南常盤台２丁目８番17号

申立人　東京プロパティー株式会社

代表取締役　山田　昌和

住所・居所　不明

（不動産登記記録上の住所）北足立郡平方町大字平方領々家28番地

所在等不明共有者　岩佐　哲道

住所・居所　不明

所在等不明共有者　鈴木　勝蔵

住所・居所　不明

（不動産登記記録上の住所）北足立郡平方町大字平方領々家７番地

所在等不明共有者　寺山啓之助

届出期間満了日　令和９年１月15日

令和８年８月24日

さいたま地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録

1　所在　上尾市大字平方領々家字房地
地番　560番２
地目　雑種地
地積　79平方メートル
所在等不明共有者鈴木勝蔵の持分470分の１
所在等不明共有者岩佐哲道の持分47分の１

2　所在　上尾市大字平方領々家字房地
地番　572番２
地目　山林
地積　493平方メートル
所在等不明共有者鈴木勝蔵の持分470分の１
所在等不明共有者岩佐哲道の持分47分の１

3　所在　上尾市大字平方領々家字房地
地番　571番
地目　山林
地積　723平方メートル
所在等不明共有者寺山啓之助の持分46分の１

令和８年（チ）第９号

高知県高岡郡日高村岩目地66９番地

申立人　小島　史浩

住所・居所　不明

（亡小島昭三の最後の住所）大阪市北区中之島６丁目１番38－2807号

所在等不明共有者　亡小島昭三相続財産

届出期間満了日　令和８年12月28日

令和８年８月26日

高知地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録

1　所在　高岡郡日高村岩目地字流田
地番　66９番８
地目　宅地
地積　123．48平方メートル
所在等不明共有者の持分　３分の１

2　所在　高岡郡日高村岩目地字丸山
地番　681番36
地目　畑
地積　67平方メートル
所在等不明共有者の持分　３分の１

3　所在　高岡郡日高村岩目地字丸山
地番　681番38
地目　宅地
地積　82．71平方メートル
所在等不明共有者の持分　３分の１

4　所在　高岡郡日高村岩目地字丸山
地番　681番49
地目　原野
地積　155平方メートル
所在等不明共有者の持分　３分の１

令和８年（チ）第１９号

名古屋市天白区井口1丁目1605番地　三旺マンション第2植田Ａ棟402号

申立人　平田　道夫

住所・居所　不明

（最後の住所）アメリカ合衆国カリフォルニア州サンタバーバラ郡サンタマリア市南ロッド街3109番地

所在等不明共有者　イサオヒラタ

住所・居所　不明

（最後の住所）アメリカ合衆国カリフォルニア州サンタバーバラ郡サンタマリア市トリシャ街3117番地

所在等不明共有者　アキコオオエ

届出期間満了日　令和８年12月25日

令和８年８月27日

広島地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録

所在　広島市安芸区矢野東六丁目
地番　1764番26
地目　宅地
地積　30．21平方メートル
所在等不明共有者イサオヒラタの持分12分の１
所在等不明共有者アキコオオエの持分12分の１

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第４号

福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地

申立人　鏡石町長　木賊正男

（亡藤島孝一の最後の住所）福島県岩瀬郡鏡石町笠石131番地

（亡藤島孝一の不動産登記記録上の住所）岩瀬郡鏡石町大字笠石字上町131番地

所有者　亡藤島孝一相続財産

届出期間満了日　令和8年10月27日

令和8年8月27日

福島地方裁判所郡山支部